

## ～原油価格・物価高騰対策支援事業(市単事業)のご案内～

※6月30日現在の水稻生産実施計画書の取組内容を反映し、  
該当となる方へは、7月上旬に申請書を送付いたします。

新発田市では、世界的な穀物需要の増加やエネルギー価格の上昇に加え、ウクライナ情勢等による肥料価格・光熱動力費等の高騰により、大きな影響を受けている水稻農家（転作作物）等に対し、経営継続（次期作）に重点を置いた、農業経営の下支えとなる支援をします。

### 補助対象者

- ・水田において令和6年産の転作作物として、「加工用米、米粉用米、飼料用米、WCS用稲、新市場開拓用米、備蓄米、大豆、飼料作物、そば、園芸品目、果樹」を生産・出荷する個人（新発田市内に住所を有する者に限る。）又は法人（新発田市内に主たる事務所を有する者に限る。）※合計で10aに満たない場合は対象外

### 補助内容

- ・肥料価格・光熱動力費等の高騰によるかかり増し経費の支援として、令和6年産の転作作物を生産・出荷する水田面積に対し、

**・5,000円/10a 水稻農家等1件当たり、上限100万円**

※6月30日現在の水田台帳データを基に算定

**米価の安定を図る需給調整への後押しも含めての支援です。  
生産数量目標の目安の達成に向けて取り組みましょう！**

※転作作物(水稻生産実施計画書に出荷情報の記載のあるもの、水田活用の直接支払交付金の交付対象水田が対象)

### 申請期間・方法

**・令和6年7月16日から7月31日まで** ※方針参加者は、方針作成者を通じて申請

※受付順での支払手続きとなりますのでご承知願います。 ※方針非参加者は、郵送又は窓口申請  
※市が7月上旬に送付する申請書類により申請してください。

### 必要書類

○交付申請書兼実績報告書

※2月中旬以降市ホームページにて事業内容の詳細を掲載します。  
※本事業の補助金については、税申告の際に雑収入として処理をお願いします。



○本事業に関する問い合わせ先

新発田市農林水産課生産振興係 ☎0254-33-3108 FAX:0254-33-3930